問14 <u>事件直後と比較して、</u>以下のような状況について、現在どのように変わりましたか。 それぞれ一つに〇をつけてください。

	(それぞれ ○ は1つ)	悪化した 15へ	→問15へ トラス	変わらない	少し回復した	回復した	わからない、
1	身体的な状況	1	2	3	4	5	6
2	精神的な状況	1	2	3	4	5	6
3	経済的な状況	1	2	3	4	5	6
				•			

問15 (問14で「悪化した」「やや悪化した」とお答えになった方におたずねします。)

悪化した状況について、どのようなことで悪化したとお考えですか。 (それぞれ〇は1つ)

	(それぞれ〇は1つ)	事件に関連する問題 によって悪化した	事件以外の出来事で 悪化した	わからない
1	身体的な状況	1	2	3
2	精神的な状況	1	2	3
3	経済的な状況	1	2	3

問16 あなたは現在、事件によってこうむった被害から、ご自分がどのくらい回復したと感じていますか。1を「全く回復していない」、10は「もとどおり回復した」として、もっともあてはまる番号に〇をつけてください。(〇は1つ)

全く回復	していない		半分〈	くらい回復	した		#	っとどおり	回復した
4									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

- ◆ あなたまたはご家族が受けた支援や使われた制度についておたずねします。
- 問17 事件後、あなたまたはご家族はどのような支援を受け、どのような制度を使いましたか。そして、受けた支援や使った制度に対してどのくらい満足されましたか。以下のそれ ぞれの機関や団体からの支援や制度を知っていたかどうかも含め、お答えください。

回答上の注意

- それぞれの支援・制度について、当時知っていた(あるいは、知らされた)支援や制度については「a 知っていた」にOをつけてください。(Oはいくつでも)
- 知っていた(あるいは知らされていた)支援や制度について、実際に受けた支援、使った 支援には「b 受けた/使った」に○をつけてください。(○はいくつでも)
- 受けた支援や使った制度については、その支援や制度に対する満足度として一番近いものに○をつけてください。(それぞれ○は1つ)
- (1) 事件から1年以内に受けた支援、使った制度について

		の知の	⇒	(〇 け	⇒			髪/使 ⁻ れぞれ		
		はいくつでも)	知って 接や制 度にて	はいくつでも)	受けた 支援/ 使った ついて	満足しなかっ	なかったあまり満足し	ないと	やや満足した	満足した
記	加害者に関する情報の提供	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
例	相談・カウンセリング	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
警	茶									
ア)	事件発生直後からの付添い (各種捜査手続における補助、自宅への送迎、家族への連絡、病院への付添い等)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
イ)	「被害者の手引」による各 種支援内容や刑事手続に関 する情報提供	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
ウ)	加害者に関する情報 (捜査、 検挙、処分状況) の提供 (被 害者連絡制度)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
エ)	地域警察官による被害者訪 問・連絡活動	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
才)	相談・カウンセリング	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
カ)	犯罪被害者給付制度	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
+)	身辺警戒やパトロール等に よる身の安全の確保(再被 害防止)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5

		知の	⇒	受け	⇒			暖/使· れぞれ		
		はいくつでも) ていた	知い援度いて支制の	はいくつでも)た/使った	受技を しまり きょう きょう きょう きょう きょう きょう きょう きょう かいしょう かいしょ しゅう かいしょ しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	足し	かった まり満	いらと	やや満足した	満足した
検察				-	-	-				
ク)	「被害者支援員」による法 廷への付き添いや各種手続 きの補助	a	↑	b	↑	1	2	3	4	5
ケ)	「被害者ホットライン」に よる相談や問い合わせ	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
٦)	公判期日、裁判結果等に関 する情報提供(被害者等通 知制度)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
サ)	冒頭陳述の内容を記載した 書面の交付	a	†	b	^	1	2	3	4	5
裁判的	制度									
シ)	刑事裁判における意見陳述 等	a	↑	b	†	1	2	3	4	5
ス)	優先的に裁判を傍聴できる 制度	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
セ)	証人尋問でのビデオリン ク・遮へい措置	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
ソ)	公判記録の閲覧・コピー(確 定後も含む)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
タ)	刑事和解制度	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
チ)	民事損害賠償請求制度(民 事訴訟)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
ツ)	ADR(仲裁、調停、和解 あっせん)	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
法テ	ラス(民事法律扶助協会等含	む)								
テ)	捜査や裁判に関する手続や 制度の紹介	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
F)	関係機関・団体の紹介	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
ナ)	被害者支援に精通している 弁護士の紹介	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
=)	民事法律扶助(弁護費用等 の援助)	a	†	b	*	1	2	3	4	5
弁護:	士会									
ヌ)	「犯罪被害者支援窓口」に おける相談	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5

]		Ī	亚山		日正資料		
		の知り		(受け				爱/使 ⁻ れぞれ		
		はて	⇒ 知って	はた	⇒ 受けた			1		1
		いい	いた	い/	支援/	た満	なあ	えど	やや	満足し
		くたつ	支援や	く使っ	使った		かまり	ないとも	満	上し
		で	制度に	でた	制度に	な	た満	ع	· 満 足.	た
		つでも)	ついて	<u></u>	ついて	か	足	も	した	
						つ	し	い	/_	
地方	自治体・福祉機関・医療機関									
	犯罪被害者等のための「総									
ネ)	合的対応窓口」における相	a	\Rightarrow	b	\Rightarrow	1	2	3	4	5
	談									
1)	社会福祉制度(障害者福祉、	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
	生活保護等)									
11)	公営住宅への優先入居	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
上)	ハローワークによる就労支	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
/	援	a		Б		'				
フ)	医療保険制度(健康保険、	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
7)	国民健康保険等)	а		D		!				
学校	・職場									
	スクールカウンセラーや教			_						
^)	職員による心のケア・転校	a	\Rightarrow	b	⇒	1	2	3	4	5
	などの配慮									
木)	休暇の取得など職場におけ る配慮	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
□ 88·		<i>H</i> ³ u								
氏间.	支援団体・被害者団体・自助	グルー		Γ		I				
マ)	電話や FAX、面接、メール等 による相談	a	⇒	b	\Rightarrow	1	2	3	4	5
	家事や家族の世話、育児な									
€)	どの支援	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
<u>ム</u>)	 関係機関・団体の紹介	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
- */		-	·	~		•			•	
メ)	警察、病院、公判への付き 添い	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
モ)	司法制度や行政手続の説	-	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5
	明、手続補助	a		Ü	→				-+	J
ヤ)	自助グループへの参加	a	⇒	b	⇒	1	2	3	4	5

(2) 事件から1年以降に受けた支援、使った制度について

回答上の注意

- それぞれの支援・制度について、受けた支援、使った支援には「a 受けた/使った」にO をつけてください。(Oはいくつでも)
- 受けた支援や使った制度については、その支援や制度に対する満足度として一番近いもの に〇をつけてください。(それぞれ〇は1つ)

		受けて	⇒			髪/使っ れぞれ		-
)はいくつでも) た/使った	受 技 使 接 た に つ に て て て て て て て て て て て て て て て て て	足	なかったあまり満足し	えない どちらともい	やや満足した	満足した
警	菜							
ア)	事件発生直後からの付添い(各種捜査手続における補助、自宅への送迎、家族への連絡、病院への付添い等)	a	⇒	1	2	3	4	5
イ)	「被害者の手引」による各種支援内容や刑 事手続に関する情報提供	a	⇒	1	2	3	4	5
ウ)	加害者に関する情報(捜査、検挙、処分状況)の提供(被害者連絡制度)	a	⇒	1	2	3	4	5
エ)	地域警察官による被害者訪問・連絡活動	a	⇒	1	2	3	4	5
才)	相談・カウンセリング	a	⇒	1	2	3	4	5
カ)	犯罪被害者給付制度	a	⇒	1	2	3	4	5
+)	身辺警戒やパトロール等による身の安全の 確保(再被害防止)	a	⇒	1	2	3	4	5
検察療								
ク)	「被害者支援員」による法廷への付き添い や各種手続きの補助	a	⇒	1	2	3	4	5
ケ)	「被害者ホットライン」による相談や問い 合わせ	a	⇒	1	2	3	4	5
٦)	公判期日、裁判結果等に関する情報提供(被 害者等通知制度)	a	⇒	1	2	3	4	5
サ)	冒頭陳述の内容を記載した書面の交付	a	⇒	1	2	3	4	5
裁判制	制度							
シ)	刑事裁判における意見陳述等	a	⇒	1	2	3	4	5
ス)	優先的に裁判を傍聴できる制度	a	⇒	1	2	3	4	5
セ)	証人尋問でのビデオリンク・遮へい措置	a	⇒	1	2	3	4	5
ソ)	公判記録の閲覧・コピー(確定後も含む)	a	⇒	1	2	3	4	5

		受けた	⇒			爰/使 : れぞれ		
		はいくつでも)た/使った	受けた 支援/ 使度 制度 ついて	た	なかったあまり満足し	: :	やや満足した	満足した
タ)	刑事和解制度	a	⇒	1	2	3	4	5
チ)	民事損害賠償請求制度(民事訴訟)	a	⇒	1	2	3	4	5
ツ)	ADR (仲裁、調停、和解あっせん)	a	⇒	1	2	3	4	5
法テラ	ラス(民事法律扶助協会等含む)							
テ)	捜査や裁判に関する手続や制度の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
F)	関係機関・団体の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
ナ)	被害者支援に精通している弁護士の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
=)	民事法律扶助 (弁護費用等の援助)	a	⇒	1	2	3	4	5
弁護士	上会							
ヌ)	「犯罪被害者支援窓口」における相談	a	⇒	1	2	3	4	5
地方目	自治体・福祉機関・医療機関	1		ı				
ネ)	犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」 における相談	a	⇒	1	2	3	4	5
1)	社会福祉制度 (障害者福祉、生活保護等)	a	⇒	1	2	3	4	5
11)	公営住宅への優先入居	a	⇒	1	2	3	4	5
上)	ハローワークによる就労支援	a	⇒	1	2	3	4	5
フ)	医療保険制度(健康保険、国民健康保険等)	a	⇒	1	2	3	4	5
学校	・職場	1						
^)	スクールカウンセラーや教職員による心の ケア・転校などの配慮	a	⇒	1	2	3	4	5
木)	休暇の取得など職場における配慮	a	⇒	1	2	3	4	5
民間3	支援団体・被害者団体・自助グループ	1		T				
マ)	電話や FAX、面接、メール等による相談	a	⇒	1	2	3	4	5
₹)	家事や家族の世話、育児などの支援	a	⇒	1	2	3	4	5
ム)	関係機関・団体の紹介	a	⇒	1	2	3	4	5
メ)	警察、病院、公判への付き添い	a	⇒	1	2	3	4	5
Ŧ)	司法制度や行政手続の説明、手続補助	a	⇒	1	2	3	4	5
ヤ)	自助グループへの参加	a	⇒	1	2	3	4	5

- ◆ 事件後に関わった人から受けた不快な言動についておたずねします。
- 問18 事件後に、以下の人々の言動や態度によってあなたの気持ちが傷つけられたと感じる ことはありましたか。

回答上の注意

- 関わりがあった人々については「a 関わりがあった」に〇をつけてください。(〇はいくつでも)
- 関わりがあった人々の言動や態度について、一番近いものに〇をつけてください。(それぞれ) れ〇は1つ)
 - (1)事件から1年以内について

		()関いり	⇒	が	「傷つ」	きによっ けられる ぞれ〇(ること	が
		いくつでも)	関わりが あった人々 について	なかった	ほとんどな	いえない	少しあった	多かった
ア)	加害者関係者 (加害者本人・家族、弁護人等)	a	⇒	1	2	3	4	5
イ)	捜査や裁判等を担当する機関の職員 (警察官、検事、裁判官等)	a	*	1	2	3	4	5
ウ)	病院等医療機関の職員	a	#	1	2	3	4	5
エ)	自治体職員(警察職員を除く、都道府 県や区市町村の窓口職員等)	a	*	1	2	3	4	5
才)	民間団体の人(被害者支援団体、被害 者団体、自助グループ)	a	⇒	1	2	3	4	5
カ)	報道関係者	a	₩	1	2	3	4	5
+)	世間の声 (インターネット掲示板への書き込みや無記名の投書等)	a	⇒	1	2	3	4	5
ク)	近所、地域の人	a	#	1	2	3	4	5
ケ)	同じ職場、学校等に通っている人	a	*	1	2	3	4	5
٦)	友人、知人	a	⇒	1	2	3	4	5
サ)	家族、親族	a	*	1	2	3	4	5
シ)	その他 (具体的に:)	a	⇒	1	2	3	4	5

(2)事件から1年以降について

		(〇関 はわり	⇒	が	傷つい	きによっ けられる ぞれOI	ること	が
		いくつでも)	関わりが あった人々 について	なかった	かった などな	いえない	少しあった	多かった
ア)	加害者関係者 (加害者本人・家族、弁護人等)	a	#	1	2	3	4	5
イ)	捜査や裁判等を担当する機関の職員 (警察官、検事、裁判官等)	a	†	1	2	3	4	5
ウ)	病院等医療機関の職員	a	†	1	2	3	4	5
エ)	自治体職員(警察職員を除く、都道府 県や区市町村の窓口職員等)	a	#	1	2	3	4	5
才)	民間団体の人(被害者支援団体、被害 者団体、自助グループ)	a	#	1	2	3	4	5
カ)	報道関係者	a	*	1	2	3	4	5
+)	世間の声 (インターネット掲示板への 書き込みや無記名の投書等)	a	*	1	2	3	4	5
ク)	近所、地域の人	a	*	1	2	3	4	5
ケ)	同じ職場、学校等に通っている人	a	#	1	2	3	4	5
٦)	友人、知人	a	⇒	1	2	3	4	5
サ)	家族、親族	a	⇒	1	2	3	4	5
シ)	その他 (具体的に:)	a	⇒	1	2	3	4	5

問19 ご自身の体験を踏まえお答えください。

以下の1~27の施策の中から、今後、実現・充実させていくことが最も望ましい と思うもの5つに〇をつけてください。

- 1 民事損害賠償請求への援助(費用負担の軽減、手続きに係る負担の軽減等)
- 2 刑事裁判・少年審判への参加の機会の拡充(被害者参加制度、少年審判の傍聴等)
- 3 捜査、公判等の過程における配慮(被害者専用の事情聴取室や待合室、ビデオリンク等)
- 4 犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充
- 5 加害者の改善更生 (矯正教育・保護観察の充実・強化)
- 6 犯罪被害者等に対する給付制度の充実(支給額の増額、支給範囲の拡大等)
- 7 地方自治体における支援体制の充実・強化(総合対応窓口の設置等)
- 8 社会保障・福祉制度の充実、利便性の促進(障害者福祉制度、生活保護等)
- 9 居住の確保(公営住宅への優先入居、一時保護等)
- 10 居住環境の改善(一時保護所の環境改善や機能強化等)
- 11 雇用の確保(ハローワークにおける就労支援等)
- 12 雇用環境の改善(雇用主の理解の増進等)
- 13 司法・行政機関職員の理解・配慮の増進(犯罪被害者等に関する研修等)
- 14 高度医療の充実(犯罪被害者等の心身の回復に関する研究の推進)
- 15 PTSD 等重度ストレス反応の治療専門家の養成
- 16 14・15 以外の犯罪被害者等のための医療体制の整備(性暴力被害者の医療体制、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備等)
- 17 青少年に対する犯罪被害者等に関する教育
- 18 犯罪被害を受けた児童や保護者への相談体制の充実
- 19 支援や制度に関する情報提供(パンフレットの作成・内容の充実等)
- 20 関係機関・団体相互間の連携強化(他機関・団体への紹介等)
- 21 国や地方自治体による民間団体に対する援助の拡充
- 22 民間団体による支援の全国標準の確保
- 23 日常家事や同居家族の世話の補助、病院等への付き添い、各種申請手続きの補助
- 24 犯罪被害体験を共有し、想いを吐露できる場の紹介
- 25 報道機関からのプライバシーの保護
- 26 国民の理解と配慮・協力を確保するための広報啓発
- 27 その他(具体的に:

◆ 最後に、あなた自身のことについておたずねします

F13 あなたの職業についてお答えください。(Oは1つ)

1	会社員(役員、管理職)	2	会社員 (一般職)	
3	公務員	4	自営業	
5	専業主婦・専業主夫	6	パート・アルバイト・フリーター	
7	学生	8	無職 (浪人中、求職中含む)	,
9	その他(具体的に:	,)

F14 あなたが同居しているご家族は、あなたも含めて何人ですか。(Oは1つ)

1	1人(1人暮らし)	2	2人
3	3人	4	4人以上

F 15 あなたは現在ご結婚されていますか。(Oは1つ)

F 1 6 現在の、あなたの年収はおよそどの程度ですか。ご家族と同居されている場合は、世帯としての年収をお答えください。(Oは 1 つ)

1	100万円以下	2	100万円以上300万未満
3	300万円以上600万円未満	4	600万円以上
5	わからない		

F17 あなたの現在のお住まいはどの地域ですか。(Oは1つ)

1	北海道	(北海道)
2	東北	(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
3	関東	(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県)
4	北陸	(新潟県・富山県・石川県・福井県)
5	東海	(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)
6	近畿	(京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)
7	中国	(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)
8	四国	(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)
9	九州·沖縄	(福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県)

F18 あなたが現在お住まいの都市の、都市規模をお答えください。(Oは1つ)

1	大都市	2	中都市	2	小都市
	(政令指定都市)		(人口10万人以上)	J	(人口 10 万人未満)

•	最後に、事件後から現在までの心境や状況の変化、必要な支援などについて、アンケート に書ききれなかったことがございましたら、ご自由にお書きください。

質問は以上です。最後に記入もれがないかご確認ください。 ご協力ありがとうございました。